



平成 29 年 5 月 19 日

各位

会 社 名 株式会社 トーモク
代表者名 取締役社長 斎藤 英男
(コード番号 3946 東証 1 部)
問合せ先 常務取締役 内野 貢
TEL (03) 3213-6811

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 78 回定時株主総会（以下「本株主総会」）に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」）。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたしました（以下、「本株式併合」）。なお、本単元株式数変更及び本株式併合に伴い、当社株式の売買における投資単位（金額）は従前に比して 2 分の 1 の水準となります。

(2) 併合の内容

- ・併合する株式の種類 普通株式
 - ・併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質的に 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。
 - ・併合により減少する株式数
- | | |
|------------------------------|--------------|
| 併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月末日現在） | 96,707,842 株 |
| 併合により減少する株式数 | 77,366,274 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 19,341,568 株 |

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月末日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	4,943 名 (100.00%)	96,707,842 株 (100.00%)
5 株未満	258 名 (5.22%)	295 株 (0.00%)
5 株以上	4,685 名 (94.78%)	96,707,547 株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満をご所有の株主様 258 名（所有株式数 295 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	290,098,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	60,000,000 株

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案並びに本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ①「2. 株式併合」の実施に伴い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少による発行可能株式総数の適正化をはかるため、現行定款第 5 条 1 項を変更するものであります。
- ②「1. 単元株式数の変更」に記載の通り、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株とするため現行定款第 5 条 2 項を変更するものであります。
- ③上記①及び②の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。
- ④その他、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数、単元株式数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>290,098,000</u> 株とする。 ②当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数、単元株式数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000,000</u> 株とする。 ② 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
<u>(新設)</u>	<u>附則</u> <u>第 5 条の変更の効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 78 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- ・平成 29 年 5 月 19 日 取締役会決議日
- ・平成 29 年 6 月 23 日 (予定) 定時株主総会決議日
- ・平成 29 年 9 月 26 日 (予定) 1,000 株単位での売買最終日
- ・平成 29 年 9 月 27 日 (予定) 100 株単位での売買開始日
- ・平成 29 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
- ・平成 29 年 12 月上旬 (予定) 端数株式処分代金のお支払い

上記のとおり、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所及び札幌証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日です。

以上

【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成 19 年 11 月 27 日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限を平成 30 年 10 月 1 日にすることを平成 27 年 12 月 17 日に公表いたしました。

以上を踏まえ、東京証券取引所に上場している当社といたしましては、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合及び単元株式数の変更の効力発生（平成 29 年 10 月 1 日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,500 株	1 個	300 株	3 個	なし
例③	1,003 株	1 個	200 株	2 個	0.6 株
例④	700 株	なし	140 株	1 個	なし
例⑤	432 株	なし	86 株	なし	0.4 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、その割合

に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。また、効力発生前の所有株式が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。確かに、株主様が所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A 6. 特に必要なお手続きはございません。なお、上記Q 4のとおり、5株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 9. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 9. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 1 0. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 1 0. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 23 日	定時株主総会
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

※お問い合わせ先

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

以上